

制ハ蘇社ニマカス

蘇社ハ出部支店員ノ任事ヲ以テ其ノ四者同業ナリ

(四) 蘇會ハ本支店員重要ナルニ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

(五) 蘇會ハ支店員ニテ其ノ任事ヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

一 蘇會 二 役員會 三 常任委員會

第四條 本支店ニ於テ蘇會ヲ置ク

第二章 蘇 會

蘇會ハ永年スルヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

第三條 本支店ハ大規模蘇會ヲ置クニ其ノ任事ヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

第二條 本支店ハ日本蘇會ニ於テ其ノ任事ヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

第一條 本支店ハ日本蘇會ニ於テ其ノ任事ヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

第一條 本支店ハ日本蘇會ニ於テ其ノ任事ヲ以テ其ノ任事ヲ以テ其ノ

財團法人協同會大阪支所

(ハ) 總會ハ毎年一回定期ニ開催ス但シ委員會ノ必要ト認  
メタル時ハ臨時ニ開催スルコトヲ得

第六條 委員會ハ總會ニ於テ選出シタル委員ヲ以テ組織シ總會ノ

決議ニ基キ次ノ總會迄臨機ノ處置ヲ協議決定スルモノト

ス

第七條 常任委員會ハ總會又ハ委員會ノ決議ヲ執行スルモノトス

第三章 役 員

第八條 本支店ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名 會計一名 常任委員若干名

委員若干名

第九條 支部長ハ總會ニ於テ選出シ、本支店ヲ代表シ支店ノ一般

事務ヲ統理シ其ノ責ニ任ズルモノトス

第十條 本支店ニ加入セントスルモノハ申込書ニ組合費ヲ添ヘテ